

議案第71号

福岡市立学校給食センター条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年2月21日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、施設及び設備の老朽化に対応し、及びより良質な学校給食の提供を効率的かつ効果的に実施するため、福岡市立第3給食センターを設置するとともに、福岡市立学校給食センター有田支所及び箱崎支所を廃止する必要があるによる。

福岡市立学校給食センター条例の一部を改正する条例

福岡市立学校給食センター条例（昭和47年福岡市条例第81号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表に次のように加える。

福岡市立第3給食センター	福岡市西区今宿青木
--------------	-----------

第1条第2項及び別表を削る。

附 則

この条例は、令和2年8月1日から施行する。